

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休校中の放課後等デイサービスのサービス提供に関するQ&A(茅ヶ崎市)

質問NO	内容	質問	神奈川県回答	茅ヶ崎市の補足事項
1	事業所の運営	休業要請があった事業所またはサービス事業所での支援を避けることがやむを得ないと市町村が判断した場合の「利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援」とは、どの程度の支援を想定しているのか。感染予防のため、電話での相談支援でもよいか。	都道府県等からの休業の要請を受けて休業している場合や市町村が通所利用を避けることがやむを得ないと判断する場合にあっては、居宅への訪問、電話その他の方法で児童の健康管理や相談支援について可能な範囲で支援の提供を行ったと市町村が認めた場合については、通常サービスを提供したものとみなして報酬算定することは可能である。ただし、単なる欠席連絡はサービス提供とは認められない。	休業要請があった場合、ご相談ください。
2	報酬の算定	「利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供」を行った場合、報酬の対象となる場合には、利用者の自己負担分は発生するのか。	報酬を算定する場合には、利用者負担も発生することとなる。よって、このことについては、当該支援を実施する際にはあらかじめ保護者へ説明をすること。	報酬を算定する場合は、利用者負担が発生することから、事業者から保護者へ十分に説明してください。
3	利用の可否	感染者が出た事業所の利用者を、他の事業所が受け入れることは可能か。濃厚接触者は、利用停止になるのか？その期間はあるか？	濃厚接触者については他の利用者への感染を予防する観点から利用を停止すべきものと考えますが、具体的なケースについては保健所に相談していただきたい。	
4	個別支援計画の面談	当面の感染拡大防止期間については、個別支援計画の保護者面談を対面ではなくて電話等で実施してよいか（個別支援計画、契約の更新等）	やむを得ない場合には、保護者面談を電話等で行うことも可能である。なお、その場合でも郵送などにより保護者の確認を受ける必要がある。	
5	個別支援計画の面談	事業所ではなく、送迎時に自宅で個別支援計画の説明を行うとなると、児発管がすべてを回りきれない。もう一人の児発管や保育士などで説明等の面談を行ってよいか。	児発管が面談により保護者等に説明を行えない場合には、児発管が電話等により直接保護者等に説明を行い、郵送等により確認を受けることが必要である。	

質問NO	内容	質問	神奈川県回答	茅ヶ崎市の補足事項
6	開所時間	春休みまで学校休業日の対応ができない。放課後での算定をするので、開所時間は通常通りでよいか。	学校休業日に利用する児童については、学校休業日の報酬を算定することとなる。なお、開所時間減算については、適用しない。(ただし、3月8日までとする。それ以後については再度周知予定)	開所時間減算は、学校休業中の3月25日まで適用しません。3月26日以降は通常通り、開所時間減算を適用します。(3月27日追記)
7	開所時間	長時間の開所を要請されているが、個別支援や1時間のサービス提供しかしていない事業所はどうするのか。	学校休業日に利用する児童については、学校休業日の報酬を算定することとなる。なお、学校休業期間中は開所時間減算は適用しない。(ただし、3月9日までとする。それ以後については再度周知予定)	開所時間減算は、学校休業中の3月25日まで適用しません。3月26日以降は通常通り、開所時間減算を適用します。(3月27日追記)
8	感染予防について	サービス提供時に使用できるマスクや消毒液がない。	必要なマスクや消毒液が確保できない場合には、特に手洗いの徹底を図るとともに、マスクの代替品を準備するなどの対応を行っていただきたい。	
9	定員超過の取扱い	学校の臨時休業に伴い、保護者から利用の希望が多くなっている。今回の臨時休業期間中、定員10人の事業所に1日15人を超えて利用者を受け入れることは可能か。	今回の学校の臨時休業期間中について、定員10人の事業所において、サービス提供時間帯を通じて2名以上の従業者を配置することを前提に、1日15人までの利用者の受け入れについては定員超過減算を適用しないこととしたところである。	受け入れを行う前に、必ず神奈川県障害サービス課に問い合わせてください。
10	延長支援加算の取扱い	学校の臨時休業に伴い、保護者から午前8時からのサービス提供の希望が出ている。今回の臨時休業期間中に限って朝8時から夕方6時までのサービス提供は可能か。また、延長支援加算は算定できるか。	可能である。事業所が臨時に延長支援加算を算定する場合には、体制届を県に提出する必要がある。なお、運営規定の変更届は要しない。	体制届を提出する必要があるため、事前に神奈川県障害サービス課に問い合わせてください。また、請求する際には茅ヶ崎市で作成した別紙書式に記載をして実績記録票と合わせて茅ヶ崎市に提出してください。

質問 NO	内容	質問	神奈川県回答	茅ヶ崎市の補足事項
1 1	支給量変更について	保護者から、受給者証の決定支給量を超えて利用したいと言われた場合、利用させてもよいか。		当面に限り、利用月の支給量変更を当月末まで受け付けますので、月末までに変更申請をするよう保護者に伝えてください。ご来庁が困難な場合は郵送申請も可能です。ただし、月23日の上限は変わりません。
1 2	3月26日、27日の算定について	茅ヶ崎市立小学校・中学校は、3月26日を小中学校の卒業式、3月27日を修了式になったが、基本報酬単価はどのように算定したらよいか。		3月26日は、小学6年生及び中学3年生卒業式（登校日）のため、小学6年生及び中学3年生は学校終了後単価で請求してください。（休業日単価で請求の場合は否決） 3月27日は、その他の学年が修了式（登校日）のため、小学1～5年生、中学1～2年生は学校終了後単価で請求してください。（休業日単価で請求の場合は否決）
1 3	基本報酬単価について	茅ヶ崎市立小学校・中学校以外で、学校終了後単価でなければいけない日はありますか。		県立茅ヶ崎養護学校は、3月中は臨時休校になります。よって、県立養護学校に在籍している児童は3月中は休業日単価で請求が可能です。
1 4	臨時休業の定義	臨時休業中は土日も含んでよいか。		文部科学省から臨時休業の要請に伴い令和2年3月2日（月）から令和2年3月25日（水）が休業扱いです。土日も含んで3月2日から25日まで臨時休業日扱いになります。3月26日以降は本来ですと春休みのため休業日扱いですが、茅ヶ崎市立小中学校は上記12のとおり3月26日、27日は別対応になります。
1 5	臨時休業の定義	小6、中3は卒業式後は臨時休業中になるのか、春休みとなるのか。		卒業後は、例年とおり、教育課程を修了しているため「春休み」「臨時休業中」には当たりません。ただし、放デイの報酬単価は休業日単価で請求ができます。

質問 NO	内容	質問	神奈川県回答	茅ヶ崎市の補足事項
16	感染をおそれた欠席について	幼児児童生徒が新型コロナウイルスに感染することをおそれ、事業所を欠席する場合、電話等で健康管理や相談支援等のできる限りの支援を提供した場合、報酬算定は可能ですか。		<p>特例的に報酬の対象とします。ただし、実績記録票の備考欄等におかのように相談支援を行った開始時間・終了時間（おおむね1時間程度）、内容を記載してください。内容によっては認められない場合があります。</p> <p>（記載例1）10:00～11:30 電話で体調確認・相談支援</p> <p>（記載例2）11:00～11:30、16:30～17:05 スカイプで生活リズム確認・相談支援</p>